

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 9 月 29 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 9 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富山県医学生等修学資金貸与条例施行規則（昭和42年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「心の健康センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第 9 条中「返還が」を「返還の債務の履行が」に改める。

第10条中「返還の」の次に「債務の履行の」を加える。

第11条の見出し中「返還免除」を「返還債務の免除」に改め、同条第 1 項中「返還の」の次に「債務の」を加え、「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改め、同条第 2 項中「返還を」を「返還の債務を」に改める。

第13条第 2 項中「返還が」を「返還の債務の履行が」に改める。

第14条第 1 項第 4 号中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改め、

同条第2項中「返還の」の次に「債務の履行の」を加える。

第15条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「返還」の次に「の債務」を加え、同項第4号中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改め、同条第2項中「返還の」の次に「債務の」を加え、「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改める。

様式第6号中「返還期日」を「返還期限」に改める。

様式第8号中「下記」を「次」に、「返還を」を「返還の債務の履行を」に改める。

様式第9号中「返還を」を「返還の債務を」に改める。

(富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則(平成21年富山県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改め、同条第2号中「第3条第3号」を「第3条第1項第3号」に改める。

第10条中「返還が」を「返還の債務の履行が」に改める。

第11条中「返還の」の次に「債務の履行の」を加える。

第12条の見出し中「返還免除」を「返還債務の免除」に改め、同条第1項中「返還の」の次に「債務の」を加え、「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改め、同条第2項中「返還を」を「返還の債務を」に改める。

様式第6号中「返還期日」を「返還期限」に改める。

様式第8号中「返還の」の次に「債務の履行の」を加える。

様式第9号中「返還の」の次に「債務の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(医務課)